明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○雇用保険法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一一一）　一

〔告　示〕
○高等学校卒業程度認定試験規則第五条第五項の規定に基づき、知識及び技能に関する審査を定める件の一部を改正する告示（文部科学一〇四）　三〇
○就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則第六条の規定に基づき、知識及び技能に関する審査を定める件の一部を改正する告示（同一〇五）

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三一
特殊法人等
令和五年度国家公務員共済組合連合会の決算、独立行政法人経済産業研究所令和五年度財務諸表、司法書士名簿登録等、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録関係　五〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　六一
会社その他
会社決算公告　六三

省令

○厚生労働省令第百十一号

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）の一部の施行に伴い、並びに雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二第四項及び第八十二条の規定に基づき、雇用保険法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月十三日

厚生労働大臣　武見　敬三